

海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業

事業者選定基準

第1 「事業者選定基準」の位置づけ

本事業者選定基準(以下「本書」という。)は、海上保安庁が落札者を決定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者(以下「応募者」という。)に交付する「入札説明書」と一体のものである。

第2 事業者選定の方法

1 選定方法の概要

事業者には、PFI 事業や特定屋外タンク、航空機格納庫等の建設、維持管理・運営の専門的な知識やノウハウが求められる。事業者となる特別目的会社を設立する落札者の選定にあたっては、事業計画(本施設の施設整備、維持管理・運営その他の事業計画に関する事項をいう。)に関する提案(以下「事業提案」という。)及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は応募者が第二次審査に進むための競争参加資格の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者(以下「入札参加者」という。)が提出する事業提案を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。第一次審査における審査結果は、第二次審査のための事業提案を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

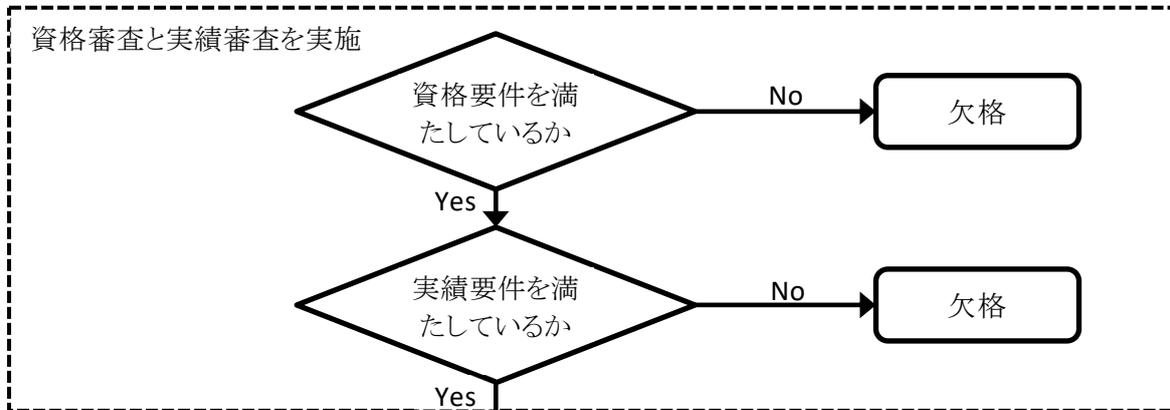
2 事業者選定の体制

海上保安庁は総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会は、入札参加者から提出された事業提案を審査及び評価し、海上保安庁が設置している「総合評価委員会」に報告するものとする。

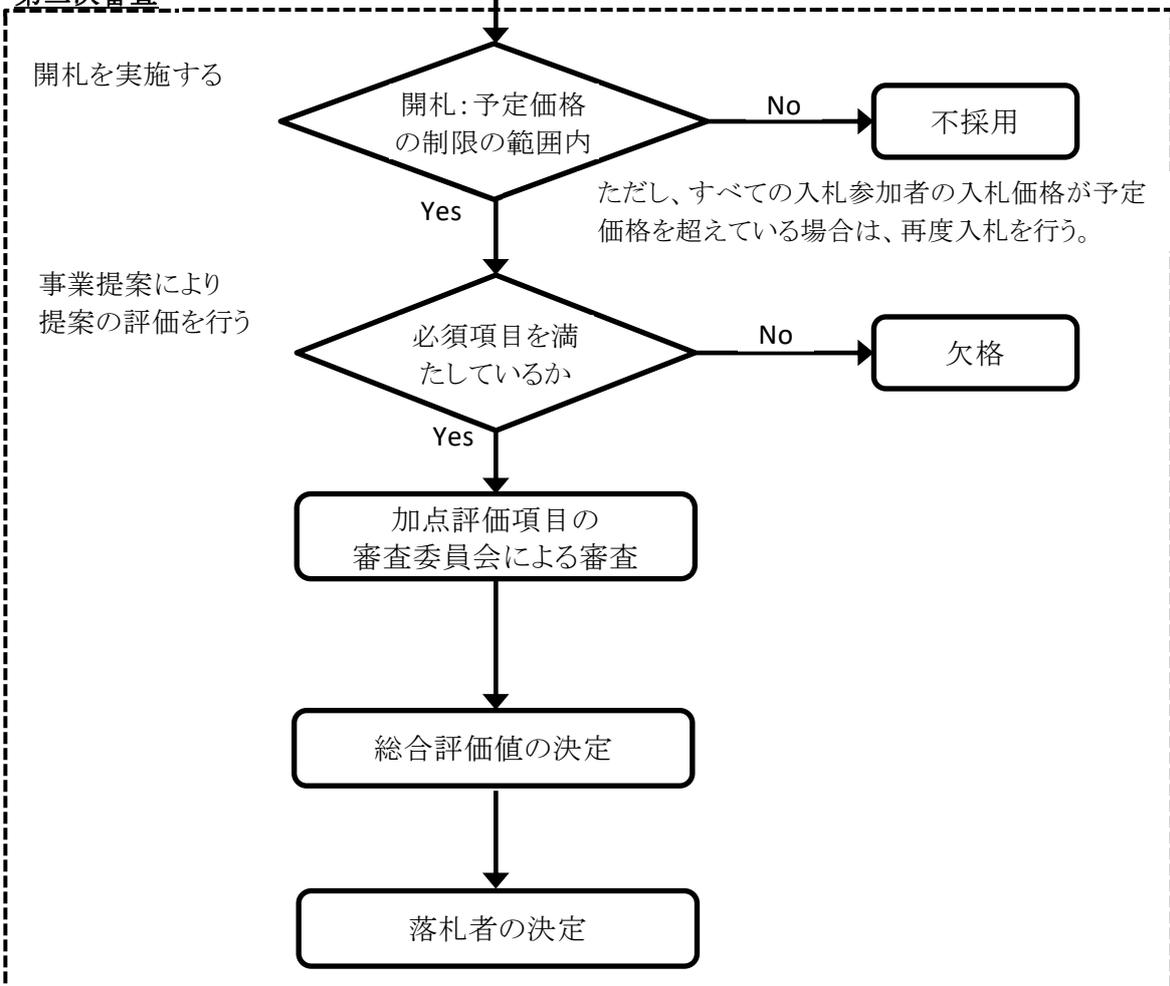
第3 審査の手順

審査の手順を以下に示す。

第一次審査



第二次審査



第4 第一次審査

第二次審査のための事業提案を行う者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。第一次審査の手順は以下のとおりである。

1 資格審査

海上保安庁は、応募者が入札説明書に示す資格要件を満たしているかどうか審査を行う。

2 実績審査

海上保安庁は、応募者が入札説明書に示す実績要件を満たしているかどうか審査を行う。

第5 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の事業提案を審査するものである。

1 第二次審査の手順および方法

第二次審査の手順は以下のとおりである。

(1) 開札

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

(2) 事業提案の審査

入札参加者からの提出書類の各様式に記載された事業提案を審査する。ただし、事業提案に計画地外など要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象とはしない。

① 必須項目審査

事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない場合は欠格とする。

適格者については、基礎点 400 点を付与する。なお、本審査の審査項目を

「必須項目」という。ここでいう要求水準とは「要求水準書」（資料-2）に定める水準をいう。

② 加点項目審査

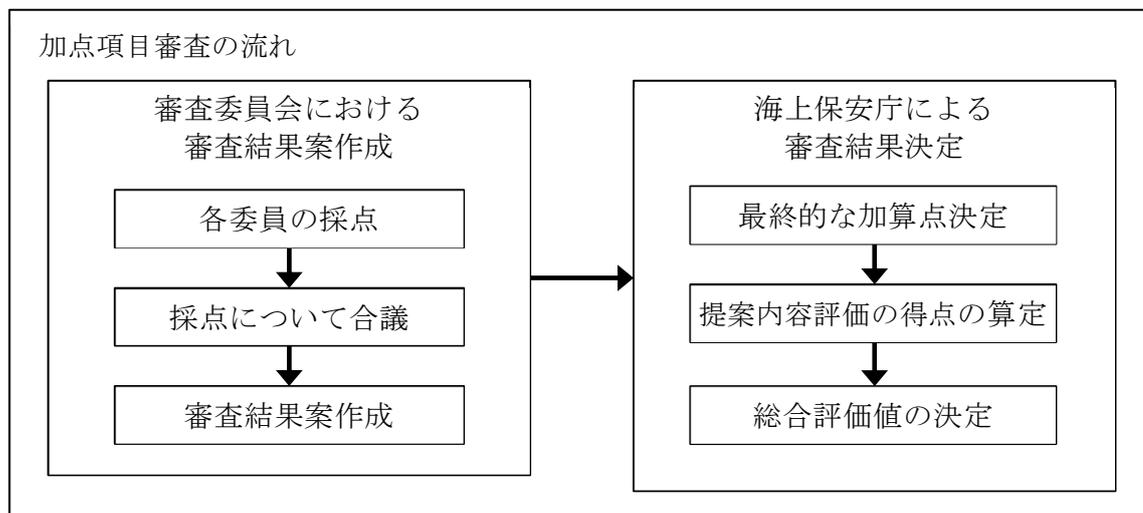
事業提案のうち海上保安庁が特に重視する項目について、その事業提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で 600 点満点とし、各項目の配点については後述する。なお、本審査の審査項目を「加点項目」という。

ア 審査委員会における採点・審査結果案作成

審査委員会において、後述する加点項目の内容について優れた提案がなされているかを各委員が審査し、評価基準に基づいて各事業提案の採点を行うとともに、合議のうえとりまとめ、審査結果案を作成し、海上保安庁に提出する。なお、審査委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、入札参加者の事業提案に関する内容を確認する場合がある。

イ 海上保安庁による審査結果の決定

海上保安庁は、審査結果案をもとに加算点を決定し、アにより決定された加算点に基礎点を加え、提案内容評価の得点を算定する。



(3) 総合評価

① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者のうち、(2)の事業提案審査によって得られる基礎点と加算点の合計を(1)の入札価格で除した数値(以下、「総合評価値」という。)の最も高い者を、落札者とする。なお、落札者となるべき評価値の入札をしたものが2者以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

② 評価内容の公表

海上保安庁は、落札者を決定した後、審査委員会の議事内容を参考に加点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

2 事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案については、事業者との事業契約にその内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。また、ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問への回答についても同様とする。

加点項目において評価された内容には、要求水準を超える事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより得点が付与される。

3 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査にあたっては、文章による事業提案を評価することを原則とする。提示を求める図面あるいはイメージ図等（以下、「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

(2) 必須項目審査

必須項目について、事業提案の内容が要求水準を充足しないことがないかどうかを、要求水準書をもとに審査する。なお、提案書類及び図面（様式）並びに提案において求める記載事項を「提出書類の記載要領」（資料－４）（以下「記載要領」という。）に示す。

事業提案は、海上保安庁が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。海上保安庁は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法、内容であると判断できる場合にこれを充足するものとして判断する。

(3) 加点項目審査

① 審査の概要

海上保安庁が特に重視する項目（加点項目）について、評価基準に基づき審査を行う。評価（採点）方法は②、加点項目及び配点は③、評価基準は④による。

② 評価（採点）方法

評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、要求水準を達成していれば 0 点、要求水準を超え、よりよい提案がなされている場合に加算点の付与を行う。

採点方法は、評価基準に基づき下表に示す 4 段階評価で行う。評価によって得られた加算比率を配点に乗じて算出される点数をもって当該加点項目の加算点とする。

表 評価ランク、評価指標及び評価係数

評価ランク	評価指標	加算比率
A	非常に優れている	100%
B	優れている（AとCの中間程度）	70%
C	わずかに優れている点を認める	30%
D	標準的／要求水準を満たす程度	0%

③ 加点項目及び配点

加点項目		重視する点	配点		
			小項目	中項目	大項目
A 経営管理					
A-1 事業の実施体制	A-1-1	・全体の事業実施体制 ・事業全体のマネジメント方針	30	100	100
	A-1-2	・リスク管理方針	20		
A-2 事業者の経営等		・事業収支計画 ・資金調達・債務償還計画	20		
A-3 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置		・令和4年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和4年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる【大企業】又は給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	30		
【注意事項】					
<p>※1 令和4年4月1日以降の国の総合評価一般競争入札での契約案件として総合評価加点事項に賃上げ関係記載事項を財務省通達に則って記載しています。加点要件として事業者提案書提出時において前年賃金実績に対する賃上げ表明を評価するもので、既存の特別目的会社による表明を想定しています。</p> <p>※2 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式A-3の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。 また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。 なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。 具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（様式A-3 添付①）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日（様式A-3（大企業用）に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。 また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（様式A-3 添付②）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※3及び4）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。</p> <p>※3 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は様式A-3 添付①の「合計額」と、暦年単位の場合は様式A-3 添付②の「支払金額」とする。</p> <p>※4 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。</p> <p>上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。</p>					

加点項目		重視する点	配点		
			小項目	中項目	大項目
B 施設計画					
B-1 施設全体に係る 施設計画	B-1-1 全体施設配置計画	・各機能間の連携、効率的な運営を想定した施設計画	30	220	380
		・周辺施設への配慮（日照、回転翼機ダウンウォッシュ他）	10		
	B-1-2 災害等への対応	・地震、高潮、降灰等事業地の特性を配慮した施設計画 ・災害発生時の機能維持、施設の強靭性に係る工夫・提案 ・災害発生時においても確実に海保業務が実施できるための工夫・提案	60		
	B-1-3 環境への配慮	・環境保全・省エネルギー対策に係る工夫・提案 ・低炭素社会への貢献に係る工夫・提案 ・CASBEE への取組に係る提案（要求水準では B+を要求）	50		
	B-1-4 維持管理・運営費低減に配慮した施設計画	・運用開始後の維持管理・運営費の低減に配慮した施設の整備に係る計画・提案	50		
	B-1-5 建設工事における提案	・工事における品質保証、環境保全対策	10		
・施工現場でのワークライフバランス推進の取組		10			
B-2 給油施設に係る 施設計画等	B-2-1 施設配置計画	・円滑な巡視船、回転翼機への給油に配慮した施設・設備の配置の工夫・提案	30	80	
		・効率的に給油作業等を行うための設備機器計画・提案	20		
	B-2-2 防火・防災対策	・想定される事故・火災等の防止対策とそれを踏まえた施設・設備計画の提案 ・事故・火災等発生時の対応策、対応設備等の工夫・提案	30		
B-3 回転翼機格納庫、船艇用品庫等に係る施設計画等	B-3-1 回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る施設配置計画	・通常時の運用及び非常時のオペレーション実施に資する施設計画	30	80	
		・回転翼機格納庫と船艇用品庫間での効率的な運用を行う上での工夫・提案	20		
	B-3-2 設備計画	・必要な設備等の適切な配置、運用上有益な提案	30		

加点項目		重視する点	配点		
			小項目	中項目	大項目
C 維持管理・運営に係る計画					
C-1 施設全体に係る 維持管理・運営	C-1-1 施設全体の維持管 理・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運営段階での施設全体に係る人員配置、体制(通常時の運営体制、防火・防災体制) 施設維持管理・運営に係る情報管理、海上保安庁への情報伝達手段等 IoT技術等の先端技術を活用した効率的な維持管理・運営方策の提案 	50	70	120
	C-1-2 施設運営マニュアル 等の策定	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営マニュアル作成の考え方・工夫 	20		
C-2 発災時の対応	C-2 災害発生等非常時に おける運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時等の非常時の運営体制 	20	20	
C-3 維持管理運営計画	C-3 効率性に配慮した維 持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 給油施設の機能を担保するための維持管理計画 	10	20	
		<ul style="list-style-type: none"> 回転翼機格納庫、船艇用品庫及び外構等の維持管理計画 	10		
C-4 事業終了時の対応	C-4 業務終了時で要求水 準が達成されている ことの確認手法等	<ul style="list-style-type: none"> 業務終了時で要求水準が達成されている確認手法の提案 	10	10	
合 計			600	600	600

④ 加点項目及び評価基準

A. 経営管理に関する加点項目及び評価基準

加点項目		評価基準	配点
A-1 事業の 実施体制	A-1-1 全体の事業実 施体制・事業 全体のマネジ メント方針	<p><本事業の実施コンセプトに合致した SPC の会社設計が計画されている></p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的・内容及び各事業関係者の責任範囲を考慮した資本金額の設定・出資構成・議決権割合が計画され、確実性のあるものとなっているか。 <p><効果的かつ迅速な意思疎通が図れる体制となっている></p> <ul style="list-style-type: none"> SPC の統治(ガバナンス)体制・機関設計が意思決定の迅速化と透明性が図れるものとなっているか。 効果的な業績等の確認手法、継続的な業務改善手法等が具体的に提案されているか。 海上保安庁が行う業績監視が効果的に実施できるようなセルフモニタリング方法の工夫があるか。 <p><プロジェクトマネジメントに関する効果的かつ具体的な方策が検討され、事業を安定的かつ円滑に進めることが期待できる></p> <ul style="list-style-type: none"> SPC 設立、各種協定・契約の締結など事業実施に必要な手続きの工程が綿密に検討され、海上保安庁が想定した時期に確実かつ迅速なプロジェクトの立上げが見込まれる計画となっているか。 主要な事業段階に応じたマネジメント方針が明確に示され、個別課題に特化した専門チームや階層的な会議体の設置、また IT の活用が図られる等、効果的なプロジェクトマネジメントが提案されているか。 	30
	A-1-2 リスク管理 方策	<p><SPC に極力滞留しないリスク分担、またはこれに代わる対応措置がなされている></p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業で想定されるリスクを的確かつ具体的に認識し、それらのリスク分担内容及びそれを担保する契約条件等の明確化が図られたものとなっているか。また顕在化した場合の対応方針が具体的かつ効果的なものとなっているか。 海上保安庁が求める水準以上の保険メニューが付保され、本事業の安定性向上とともに、海上保安庁のリスク負担軽減効果が図られたものとなっているか。 	20
A-2 事業者の 経営等	A-2 事業収支 計画 ・ 資金調達・ 債務償還 計画	<p><安定性を確保する十分な事業収支計画、不測の事態に対応できる方策が提案されている></p> <ul style="list-style-type: none"> SPC の事業収支が明確な根拠に基づき綿密に計画されており、業務の性質・契約内容に応じた適切な費用構造・支払条件となっているか。 SPC の内部留保やリザーブ資金、配当等の利益処分に関する考え方に加え、不測の事態や予期せぬ支出が生じた場合にも手当可能な資金等の方策が具体的に検討されているか。 <p><より確実で柔軟性の高い資金調達計画・債務償還計画である></p> <ul style="list-style-type: none"> 資金調達の構成における考え方が明確に示され、事業内容や支払等の条件に対応した、資金調達条件・債務償還条件が示されたものとなっているか。 金融機関等の実績及び関心度・融資提示条件等から資金の提供の確実性が見込まれるものとなっているか。 事業内容の変更があった場合でも柔軟な対応が可能な資金調達方法となっているか。 	20

加点項目		評価基準	配点
A-3 総合評価 落札方式 における 賃上げを 実施する 企業に対す る 加点措置	A-3 労働配分率向 上に向けて賃 上げを行う企 業に対する加 点評価	<p><緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～の趣旨に則り、労働配分率向上に向けて賃上げを実施する企業に対する評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～の趣旨に則り、労働配分率向上に向けて賃上げを行う企業に対して加点する(本事業での賃上げに限らないことに留意すること)。 <p>※ 加点評価の対象となる賃上げ率は、大企業:3%以上、中小企業:1.5%以上である。</p>	30

B. 施設計画に関する加点項目及び評価基準

加点項目		評価基準	配点
B-1 施設全体に 係る施設計 画	B-1-1 全体施設配置 計画	<p><各機能間の連携・効率的な運営を想定した施設計画となっている></p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な運用を想定した施設配置計画となっているか。 燃料を扱う給油施設と回転翼機格納庫・船艇用品庫の配置や距離の確保に配慮されているか。 回転翼機運用を想定した離発着場の配置となっているか。また、安全確保の面からの優れた提案が行われているか。 <p><隣接する太陽光発電施設等既存周辺施設への影響に配慮した計画となっている></p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する太陽光発電施設等への影響(回転翼機のダウンウォッシュ、整備する施設の日影等)に配慮した優れた提案が行われているか。 	30
	B-1-2 災害等への対 応	<p><施設全体として災害発生時を想定した強靱性確保の提案がある。></p> <ul style="list-style-type: none"> 地震、高潮、降灰等、事業地が被る可能性のある災害等への対応に配慮した優れた提案が行われているか。 災害等による施設の損傷等が発生した場合の対応等が提案されているか。 災害発生時においても確実に海上保安庁業務が実施できるための工夫・提案があるか。 	60
	B-1-3 環境への配慮	<p><自然エネルギー、再生可能エネルギーの採用等一次エネルギー消費量削減に寄与する実現可能な提案がなされている></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境負担低減を考慮した積極的な自然エネルギー、再生可能エネルギー、未利用エネルギーを利用したシステム、高効率システムの採用等の活用が提案されているか。 施工における環境負担低減対策が提案されているか。 低炭素社会に資する具体的かつ優れた提案があるか。 建築環境性能(CASBEE)の向上に向けた方針や具体的な方策等が提案されているか。 	50
	B-1-4 維持管理・運 営費の低減に 配慮した施設 計画	<p><運用開始後の維持管理・運営費の低減に配慮した施設の整備に係る計画・提案がなされている></p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運営期間中の維持管理・運営費の削減等、海上保安庁の本事業のLCC負担軽減を見据えた施設計画が提案されているか(施設全体及び給油施設、回転翼機格納庫・船艇用品庫に係るもの)。 	50

加点項目		評価基準	配点
	B-1-5 建設工事における提案	<事業提案を確実にするための工程、品質確保、施工体制に関する提案がなされている> ・ 事業提案を確実にするための工程、品質確保、施工体制に関する具体的かつ優れた提案となっているか。	10
		<工事における周辺環境保全対策や建設現場のワークライフバランスの推進に資する提案がなされている> ・ 施工時に騒音、振動、水質、大気質、廃棄物の低減や建設現場のワークライフバランスの推進について、優れた提案となっているか。	10
B-2 給油施設に係る施設計画等	B-2-1 施設配置計画	<円滑な巡視船の出入港作業、回転翼機の離発着作業等の運用及び給油に配慮した配置計画が提案されている> ・ 円滑な給油作業を行うための配置計画上の工夫(施設配置、配管経路等)が提案されているか。 ・ 円滑な作業動線や効率性の向上に資する工夫が提案されているか。	30
		<効率的な給油作業等の実施の工夫が提案されている> ・ 要求水準を満たしたうえで、給油作業の効率化を図る工夫(2隻同時給油の際の作業方針、バースの使用の考え方、使用する設備機器等)についての工夫が提案されているか。	20
	B-2-2 防火・防災対策	<給油施設の防火・防災対策として優れた提案がある> ・ 想定される事故・火災等の防止策が提案されているか。 ・ 防火・防災対策の考え方、具体的対策に係る工夫が提案されているか。 ・ 防火・防災や漏油防止、検知等に係る施設計画や設備機器に関する優れた提案が行われているか。	30
B-3 回転翼機格納庫、船艇用品庫に係る施設計画等	B-3-1 回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る施設配置計画	<回転翼機運用のオペレーション実施に資する施設配置計画である> ・ 回転翼機格納庫内の諸室について、回転翼機の整備・運用の視点から優れた提案が行われているか。 ・ 船艇職員待機室、会議室、検査対応室1、検査対応室2について、事案発生時に海上保安部等の機能が失われた場合の災害活動拠点として使用することを想定した、優れた提案が行われているか。	30
		<回転翼機格納庫と船艇用品庫間での効率的な運用を行う上での工夫が提案されている> ・ 回転翼機格納庫と船艇用品庫間での効率的な運用を行う上での優れた工夫(資機材搬出入、職員の動線等)が提案されているか。	20
	B-3-2 設備計画	<回転翼機用格納庫、船艇用品庫に配置する設備等について、効率的な運用に資する提案である> ・ 回転翼機用格納庫や船艇用品庫に配置する諸室や設置する設備等について、要求水準を上回る、運用に配慮した優れた提案があるか。	30

C. 運営・維持管理計画に関する加点項目及び評価基準

加点項目		評価基準	配点
C-1 施設全体に係る維持管理・運営	C-1-1 施設全体の維持管理・運営体制	<p><維持管理・運営段階での施設全体に係る人員配置、体制について優れた提案がある></p> <ul style="list-style-type: none"> SPCの業務執行体制が、各業務の責任者等の配置に対して一元的な窓口機能が期待でき海上保安庁と円滑な意思疎通が図れるものとなっているか。 効率的で質の高い業務の進め方及び業務従事者の資質向上のための教育方針・研修環境などの具体的で優れた提案となっているか。 業務計画、実施手法が安定的な業務遂行、サービス向上のための仕組みを踏まえた効率的で質の高い提案となっているか。 業務実施にあたって有資格者の確保に係る提案が行われているか(休務時の対応等を含む)。 緊急時において、海上保安庁と迅速かつ効果的な連携が図れるものとなっているか。 <p><施設の維持管理・運営に係る情報の集約・保存・伝達について優れた提案がある></p> <ul style="list-style-type: none"> A重油・Jet-A1燃料の在庫管理や品質管理等の情報を海上保安庁と共有する優れた提案が行われているか。 IoT技術等の先端技術を活用した効率的な維持管理・運営方策の提案がなされているか。 	50
	C-1-2 施設運営マニュアル等の策定	<p><施設運営マニュアル等の策定に係る優れた提案がある></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設運営に係るマニュアルの作成方針、マニュアルに含む内容について、円滑な維持管理・運営の実施に係る有益な提案が行われているか。 本施設が事業期間終了後も継続することを想定した施設運営マニュアル作成の考え方が提案されているか。 	20
C-2 発災時の対応	C-2 災害発生等非常時における運営体制	<p><災害発生時等の非常時の運営体制に係る優れた提案がある></p> <ul style="list-style-type: none"> 海上保安庁において、要求水準を上回る運営業務に係る事項が発生した場合(指定時間外の給油ニーズの発生等)の対応について、具体的な提案がある。 施設内での火災、事故、故障等の発生時の本施設への応援体制等について、優れた提案がある。 <p><災害発生時等の非常時の応援体制に係る優れた提案がある></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害等による施設の損傷等が生じた場合の緊急対応・臨機の措置の実施等、海上保安庁への応援体制等について、優れた提案があるか。 	20
C-3 維持管理・運営計画	C-3 効率性に配慮した維持管理計画	<p><給油施設の機能の担保に資する維持管理計画である></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の機能を維持する上で維持管理計画上の工夫がなされているか。 維持管理実施にあたり海上保安庁業務との調整等の計画がなされているか。 	10
		<p><回転翼機格納庫、船艇用品庫及び外構等の維持管理計画に優れた提案がある></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の機能を維持する上で維持管理計画上の工夫がなされているか。 維持管理の実施にあたっては、海上保安庁の業務実施を妨げない計画となっているか。 	10

加点項目		評価基準	配点
C-4 事業終了 時の対応	C-4 業務終了時に要 求水準が達成さ れている確認手 法等	<p><業務終了時における施設管理に関する引継ぎへの配慮が計画されている></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間終了時の引渡し時に効率的な施設の運用に資する施設管理ノウハウ、後の効率的な施設の性能維持及び中長期保全計画の新たな見直しを含む立案に資する方策等を容易に引き継ぐための具体的で優れた提案となっているか。 	10

第6 総合評価の概要

1 総合評価の手順

入札価格及び事業提案の評価結果に基づき、以下の計算式で評価値を算定して入札参加者の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

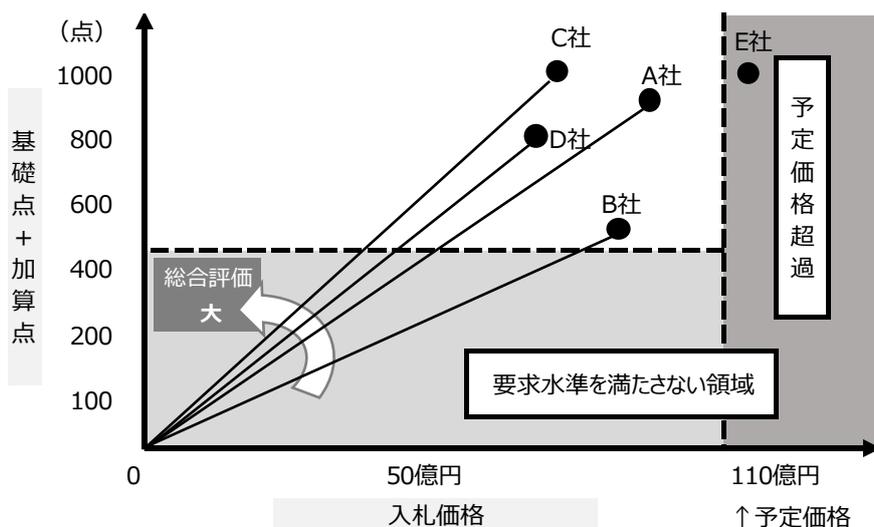
2 総合評価の計算式

$$\text{総合評価値} = \text{提案内容評価の得点} \div \text{入札価格}$$

$$(\text{提案内容評価の得点} = \text{基礎点} + \text{加算点})$$

$$\text{基礎点} : \text{加算点の最高点} = 400 : 600$$

3 総合評価の模式図



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、比例グラフの傾き（価格当たりの提案内容評価の得点）が最も大きい「C社」が落札者となる。